

仕 様 書

1. 件名

論文剽窃チェックツールライセンス 一式

2. 業務の目的

日本全国に51校の国立高等専門学校（以下、「高専」とする）を設置している独立行政法人国立高等専門学校機構（以下、「機構」とする）の社会的評価や信用の向上を図ることを目的に、論文剽窃チェックツール（以下、「ツール」とする）の導入を行う。ツールを導入することにより、投稿前の学位論文や研究論文を事前に剽窃チェックできることから、論文における不正行為や不適切行為を未然に防止できるようになることを目的としている。

3. ライセンス期間

令和6年6月1日～令和7年5月31日

4. ライセンス数

52ライセンス（機構本部事務局及び全国51高専の担当者）

5. 必要条件

以下の条件を満たすツールのライセンスを用意すること。

- (1) クラウドサービスでhttps接続により利用できること。
- (2) 管理者として登録された機構職員が利用者を52ユーザまで登録することが可能であること。
- (3) 文書数無制限の剽窃チェックができること。
- (4) 剽窃チェックをする論文の言語として日本語、英語に対応していること。
- (5) 英語論文について、AIによって生成された文章割合を算定するAIライティング検知機能を備えていること。
- (6) ツールの使用言語として日本語、英語に対応していること。
- (7) データベースは、学術掲載論文等において500万論文以上のデータを持つこと。
- (8) チェック後の結果をWeb上でハイライト表示するとともに、類似度を%表示する。加えて、種々の設定条件を付すことができ、設定条件に合わせた類似度を表示可能なこと。
- (9) ツール上で利用者が剽窃チェックの参照とする論文を論文データベースに登録し、剽窃チェックを行えること。
- (10) テキスト抽出が可能なMicrosoft社製WORD、PDFに対応すること。ただし、画像化されたPDFやセキュリティがかかっているものは対象外とする。
- (11) 剽窃チェックを受ける論文をツールにアップロードすることで、ツール上に登録されている論文データベースにてチェックできること。
- (12) 剽窃チェックを受ける論文のデータ容量は100MBまで対応できること。
- (13) チェックについてはパラメータ設定によりチェック対象データの選択が可能であること。
- (14) 論文データベースに登録された論文データ及びアップロードされた論文データは、管理者によるユーザの削除もしくはユーザが明示的な消去を行わない限り保持されること。
- (15) 認証方法はIDとパスワードによる認証とすること。

- (16) システムトラブル及び緊急メンテナンス、事前に予定されている停止期間を除き、24時間利用可能であること。
- (17) 大学・高等専門学校・公的研究機関等にて過去に累計10機関にライセンス許諾をした実績があること。

6. 機密保持

- (1) 契約者は、本件により知り得た全ての情報について守秘義務を負うものとし、これを第三者に漏らし、又は他の目的に使用しないこと。
- (2) 契約者は、本件により知り得た情報については、契約期間はもとより、契約終了後においても第三者に漏らしてはならない。
- (3) 契約者は、正当な理由があつてやむを得ず第三者に開示する場合、書面によって事前に承諾を得ること。また、情報の厳重な管理を実施すること。
- (4) 機構が提供した資料は、原則として全て複製禁止とすること。但し、業務上やむを得ず複製する場合であつて、事前に書面にて機構の許可を得た場合はこの限りではない。なお、この場合にあつても使用終了後はその複製を機構本部に返納又は焼却・消去する等適切な措置をとり、機密を保持すること。
- (5) 本契約に反するいかなる内容にもかかわらず、供給者は、本サービスを実施するためにデータを使用し、開示することができるものとする。

7. 再委託等の禁止

契約者は、業務を自ら履行するものとし、業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。また、業務の一部について委託をする場合は機構の承認を得たうえで行うこと。

8. 情報セキュリティを確保するための体制の整備

- (1) 契約者は、情報セキュリティの確保を目的とした体制を整備すること。報告する体制には、情報セキュリティの確保に関する責任者を含めること。また、必要に応じて機構の情報セキュリティ監査を受け入れること。
- (2) 契約者は、機構より書面で要請があつた場合、本業務における情報セキュリティ対策が適切に履行されていることを、書面にて機構に提出すること。また、情報セキュリティ対策が不十分だったことが判明した場合、契約者の責において、適切な対策を講ずること。
- (3) 契約者は、機構より書面で要請があつた場合、本件に係る情報を抹消し、そのことを機構に書面で報告すること。

9. 事業者の情報セキュリティ水準

- (1) 契約者は、一般社団法人情報マネジメントシステム認定センター、公益財団法人日本適合性認定協会、もしくはその他認定機関により認定された審査登録機関によるISO/IEC27001又はJIS Q 27001の認証を受けていること。もしくは、米国公認会計士協会(AICPA)によるSOC2(Service Organization Control Type 2)の認証を受けていること。
- (2) 契約者は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会からプライバシーマーク制度によるプライバシーマーク(JISQ15001)使用許諾の認証を受けていること。もしくは、EU一般データ保護規則(EU GDPR)に準拠していること。

10. ログについて

本調達に関するアクセスログ、認証ログ、システムログ、システムへのログイン履歴及び操作ログについて1年以上保持すること。ログを確認する必要がある問題が生じた

場合、供給者はログを確認し、有用な情報を機構に共有すること。

1 1. その他

- (1) 本調達の実行について疑義が生じたとき、又は本調達に伴い機構と交わす契約書に定めのない事項については、機構及び契約者の双方で協議の上決定すること。
- (2) 追加で調達が発生する場合は、機構本部財務課契約係を通して発注するため契約者はそれ以外の者からの発注や依頼を受け付けないこと。
- (3) 用意するクラウドサービスの準拠法は日本の法律であること。また、管轄裁判所を日本国内の裁判所とすること。なお、日本の法律に準拠した、シンガポール国際仲裁センターが管理する仲裁に付託する場合でも可とする。